

超高速液体クロマトグラフ(UHPLC)-タンデム型精密質量分析計(MS/MS)システムの保守
の一般競争入札に係る

入 札 説 明 書
(付 ・ 関 係 書 類 1 式)

● 内 訳

入札説明書

入札心得

入札書様式

委任状様式

契約書(案)

仕様書

独立行政法人製品評価技術基盤機構

入 札 説 明 書

独立行政法人製品評価技術基盤機構(以下「当機構」という。)の入札公告(令和3年1月22日付公告)に基づく「超高速液体クロマトグラフ(UHPLC)-タンデム型精密質量分析計(MS/MS)システムの保守」にかかる入札については、当機構の入札心得に定めるもののほか、下記に定めるところによる。

記

1. 競争入札に付する事項

- (1) 役 務 の 名 称 超高速液体クロマトグラフ(UHPLC)-タンデム型精密質量分析計(MS/MS)システムの保守
- (2) 役 務 の 内 容 仕様書により別途指定する。
- (3) 履 行 期 間 令和3年4月1日から令和4年3月31日
- (4) 履 行 場 所 仕様書により別途指定する。
- (5) 入 札 方 法 入札金額は、一切の諸経費を含む総額とする。

ただし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格者

- (1) 当機構の契約規程第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 当機構の契約に係る競争参加資格審査事務取扱要領もしくは国の各省各庁における競争参加資格審査において、平成31・32・33年度(令和1・2・3年度)【役務の提供等】の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であって、入札書の受領期限までに資格決定通知書の写しを提出した者
- (3) 当機構からの指名停止措置が講じられている者ではないこと。

3. 入札書等の提出場所等

(1) 入札書等の提出場所

〒292-0818 千葉県木更津市かずさ鎌足2-5-8

当機構 バイオテクノロジーセンター 生物遺伝資源開発施設(2号棟) 1階

業務管理企画課 契約担当 菊島

TEL.0438-20-5760 E-mail:n.chiba-keiyaku@nite.go.jp

(2) 入札説明会の日時及び場所

令和3年2月1日 15時30分

上記日時に「Skype」を用いて行うので、参加希望者は当機構バイオテクノロジーセンター業務管理企画課契約担当(n.chiba-keiyaku@nite.go.jp)に対し連絡先(社名、担当者氏名、電話番号、メールアドレス)を令和3年1月29日12時00分までに登録すること。(上記日時の前にテスト連絡をさせていただく可能性があ

る。)「Skype」が利用できない場合は、概要を共有するので、同様に連絡先を登録すること。

(3) 入札、開札の日時及び場所

令和3年2月25日 14時00分

第1会場:千葉県木更津市かずさ鎌足2-5-8

当機構 バイオテクノロジーセンター

生物遺伝資源開発施設(2号棟) 2階 会議室

第2会場:東京都渋谷区西原2-49-10

当機構 本所 本館 2階 第一会議室

入札書は、原則、郵送等によるものとし、必着とする。

開札は入札終了後直ちに行う。

4. 競争参加者は、提出した入札書の変更及び取消をすることができない。

5. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

6. 落札者の決定方法

当機構の契約規程に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格の者を落札者とすることがある。

落札者は、入札価格算定の基準となった機器の単価表、設置費他各種費用の積算書を契約担当者等が指定する日までに提出しなければならない。

7. 開札に立ち会う者に関する事項

開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

8. 入札保証金及び契約保証金 全 額 免 除

9. 契 約 書 作 成 の 要 否 必 要

10. 落札者とならなかった入札通知

落札者の決定と同時に開札会場で入札者全員に口頭で周知する。

11. 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地

独立行政法人製品評価技術基盤機構 バイオテクノロジーセンター所長 加藤 慎一郎
〒292-0818 千葉県木更津市かずさ鎌足2-5-8

12. 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

13. 契約に係る情報の公表

本契約の名称、契約金額並びに落札者の商号又は名称及び住所等が公表されることについて同意するものとする。また、当機構との契約において一定の関係を有する場合にあっては、加えて落札者への再就職の状況や、取引の状況に関する情報が公表されることに同意するものとする。

なお、情報の公表にあたり必要となる情報の提供を依頼する場合がある。

詳細はURLのとおり。

(<https://www.nite.go.jp/data/000050245.pdf>)

製品評価技術基盤機構入札心得

(趣旨)

第1条 当機構の所掌する契約のうち、一般競争を行う場合において、入札者が知り、かつ守らなければならない事項は、法令に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

(仕様書等)

第2条 入札参加者は、仕様書、図面、契約書案及び契約条項等添付書類を熟覧のうえ入札しなければならない。

2 入札参加者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

3 入札参加者は、入札後、第1項の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

(入札保証金及び契約保証金)

第3条 入札保証金及び契約保証金は免除する。

(入札の方法)

第4条 入札参加者は、別紙様式による入札書を、郵送等により直接提出しなければならない。

2 入札を行う場合は、入札書を封筒に入れ、封かんの上に入札者の氏名を表記すること。公告、公示又は通知書に示した時刻までに入札函に投入しなければならない。

3 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

4 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。

5 入札参加者は、当機構の契約規程第7条及び第8条に該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過しないものを入札代理人とすることができない。

(入札のとりやめ等)

第5条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

(入札の無効)

第6条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

一 競争に参加する資格を有しない者のした入札

二 委任状を持参しない代理人のした入札

三 記名押印(外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。)を欠く入札

四 金額を訂正した入札

五 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

六 明らかに連合によると認められる入札

七 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2以上の代理をした者の入札

八 証明書等を添付することとされた入札にあっては、当該仕様書等が機構の審査の結果採用されなかった入札

九 入札受領期限までに到達しない入札

十 その他入札に関する条件に違反した入札

(調査基準価格、低入札価格調査制度)

第7条 工事その他の請負契約(予定価格が1千万円を超えるものに限る。)について、相手方となるべき者の申込みに係る価格が予定価格に10分の6を乗じて得た額(以下「調査基準価格」という。)に満たない価格をもって入札(以下「低入札」という。)した者は、事後の資料提出及び契約担当者等が指定した日時及び場所で開催するヒアリング等(以下「低入札価格調査」という。)に協力しなければならない。

2 低入札価格調査は、入札理由、入札価格の積算内訳、手持工事の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約の履行状況等について実施する。

3 予定価格が1千万以下の場合についても、落札後に契約履行が可能である旨の資料要求及びヒアリングを実施する場合がある。

(落札者の決定)

第8条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札した者を落札者とする。

2 前項に拘わらず、総合評価方式(当該仕様を超える技術に付与する技術評価点数及び予定価格の制限の範囲内の入札金額に付与する価格評価点数の合計値による落札者決定方式)による入札の場合は、総合評価点の最も高い者を落札者とする。

3 低入札となった場合は、一旦落札決定を保留し、低入札価格調査を実施の上、落札者を決定する。

4 前項の規定による調査の結果、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある

あつて著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格（総合評価点方式の場合は、最も高い総合評価点）をもって入札した者を落札者とするところがある。

5 落札者は、本契約の名称、契約金額並びに商号又は名称及び住所等が公表されることについて同意するものとする。また、当機構との契約において一定の関係を有する場合にあつては、加えて落札者への再就職の状況や、取引の状況に関する情報が公表されることに同意するものとする。

（落札決定の取消し）

第9条 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことができる。

（再度入札）

第10条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

（同価格又は同総合評価点の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定）

第11条 落札者となるべき同価格（総合評価点方式の場合は同総合評価点）の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（契約書の提出）

第12条 落札者は、契約責任者から交付された契約書の案に記名押印し（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表が署名することをもって代えることができる。）落札決定の日から10日以内に契約責任者に提出しなければならない。ただし、契約責任者が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札はその効力を失う。

（入札書等に使用する言語及び通貨）

第13条 入札書及びそれに添付する仕様書等に使用する言語は、日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

入 札 書

入 札 件 名 超高速液体クロマトグラフ(UHPLC)-タンデム型精密質量分析計(MS/MS)システムの保守

入 札 金 額

	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
--	---	----	----	----	---	---	---	---	---

令和 年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構
バイオテクノロジーセンター所長 殿

入札説明書に従い、契約条項の内容及び貴機構入札心得を承認のうえ上記金額によって入札いたします。

競争参加者 住 所

会 社 名

代表者名

代 理 人

(注) 金額は算用数字で表記し、あたまを¥でとめること。

委 任 状

令和 年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構
バイオテクノロジーセンター所長 殿

[委任者] 住 所

会 社 名

代表者名

私は、独立行政法人製品評価技術基盤機構における「超高速液体クロマトグラフ (UHPLC)-タンデム型精密質量分析計 (MS/MS) システムの保守」の入札に関する一切の権限を下記代理人に委任します。

記

[受任者]

代 理 人

役 務 請 負 契 約 書

独立行政法人製品評価技術基盤機構 バイオテクノロジーセンター所長 加藤 慎一郎 (以下「甲」という。) は、〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 (以下「乙」という。) と超高速液体クロマトグラフ (UHPLC)-タンデム型精密質量分析計 (MS/MS) システムの保守について、下記のとおり役務請負契約を締結する。

記

請 負 役 務 名 超高速液体クロマトグラフ (UHPLC)-タンデム型精密質量分析計 (MS/MS) システムの保守

契 約 金 額 ¥ — (うち消費税額及び地方消費税額 ¥ —)
上記の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、算出した額である。

役 務 請 負 仕 様 仕様書のとおり

履 行 期 間 令和3年4月1日から令和4年3月31日

契 約 保 証 金 全額免除

履 行 場 所 仕様書のとおり

この契約の証として本証書2通を作成し双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

甲 千葉県木更津市かずさ鎌足2-5-8
独立行政法人製品評価技術基盤機構
バイオテクノロジーセンター所長 加藤 慎一郎

乙 -----○-○-○○
○○○○-----
代 表 取 締 役 ○○ ○○

製品評価技術基盤機構 役務契約条項

(適用)

第1条 本契約条項は、頭書業務に適用する。乙は、頭書業務を頭書条件により完了し、成果品がある場合は成果品と共に、甲に引渡さなければならない。

(契約事項移転の制限)

第2条 乙は、甲の承諾を得ないで本契約事項を第三者に移転してはならない。ただし、乙が信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第3条 乙は、本契約の全部若しくは大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りではない。

(一般的損害)

第4条 本契約の履行に際し、又は本契約の履行に起因して生じた損害その他納入にあたり生じた損害（次条第1項、第2項若しくは第6条第1項に規定する損害を除く。）については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第5条 本契約の履行に際し、又は本契約の履行に起因して生じた損害その他納入にあたり第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、甲の指示その他甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。ただし、乙が、甲の指示が不相当であること等甲の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 前2項の場合その他本契約の履行にあたり第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決にあたるものとする。

(天災その他不可抗力による損害)

第6条 乙は、天災その他の不可抗力により、重大な損害を受け、本契約の履行が不可能となったときは、甲に対し、遅滞なくその理由を詳細に記した書面を提出し、契約の解除を請求することができる。

2 甲は、前項の請求を受けたときは、直ちに調査を行い、乙が明らかに損害を受け、これにより本契約の履行が不可能となったことが認められる場合は、乙の契約の解除の請求を承認するものとする。

(役務完了の通知)

第7条 乙は、役務行為の全部を終わったときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。なお、甲が承諾し分割払いとしたときは、支払対象期間終了の都度通知するものとする。

(役務完了の検査の時期)

第8条 甲は、前条の通知を受けた日から10日以内にその役務行為の成果について検査をし、合格した上で引渡し又は給付を受けるものとする。

(所有権移転及び請求権発生の時期、著作権の譲渡)

第9条 前条の引渡し又は給付が完了した日（以下「役務完了日」という。）を以て、所有権移転及び当該契約に係る請求権発生の時期とする。

2 乙は甲に対し、成果品の著作権（以下「本著作権」という）を譲渡するものとする。

3 本著作権には、著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含むものとする。

4 本著作権は、成果品について役務完了日に乙から甲に譲渡するものとする。

5 甲に譲渡される所有権及び著作権の対価は、本役務によって甲から乙に支払われる金額に含まれる

ものとする。

6 乙は、成果品について、自ら著作人格権の行使をせず、また、乙の従業員その他著作に関わった者をして著作権又は著作人格権を行使させないことを甲に保証するものとする。

(第三者の権利の非侵害の保証)

第9条の二 乙は、甲による、成果品の利用が第三者著作権、知的財産権その他の権利を侵害しないことを甲に保証するものとする。

(契約不適合責任)

第10条 甲は、本契約が完了した後も種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない(以下、「契約不適合」という。)ときは、乙に対して相当の期間を定めて催告し、その契約不適合の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完をさせることができる。

2 甲は、前項の規定により種類又は品質に関する契約不適合に関し履行の追完を乙に請求するには、甲がその契約不適合の事実を知った時から1年以内に乙に通知することを要する。ただし、第8条の引き渡し時においてその契約不適合を甲が知ったときは、この限りでない。

3 乙が第1項の期間内に履行の追完をしないときは、甲は、乙の負担にて第三者に履行の追完をさせ、又は契約不適合の程度に応じて乙に対する対価の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき、乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき、本契約の納入期限内に履行の追完がなされず本契約の目的を達することができないとき、そのほか甲が第1項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるときは、甲は、乙に対し、第1項の催告をすることなく、乙の負担において直ちに第三者に履行の追完をさせ、又は対価の減額を請求することができる。

(対価の支払の時期)

第11条 甲は、役務の完了日後、乙から適法な支払請求書を受領した日から60日(以下「約定期間」という。)以内に対価を支払うものとする。

(対価の支払遅延利息)

第12条 甲が前条の約定期間内に対価を支払わない場合には、遅延利息として約定期間満了日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対して財務大臣が定める率を乗じて計算した金額を支払うものとする。

(違約金)

第13条 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、期日内に役務行為を完了できないときは甲は違約金として延引日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額を徴収することができる。

(契約の解除)

第14条 乙が本契約条項に違反したとき、又は乙の過怠によって期限内に義務を履行する見込みがないと認められるときは、何時でも甲は契約を解除することができる。

(損害賠償)

第15条 甲は、契約不適合の補修、違約金の徴収、契約の解除をしてもなお損害賠償を請求することができる。ただし、損害賠償を請求することができる期間は、役務完了日から1年とする。

2 前項の損害額は、甲乙協議の上決定するものとする。

(守秘義務)

第16条 乙及び本契約履行に係わる乙の従業員は、甲から提供された資料及び情報、口答により開示された情報を一般の公知となるまでの間、第三者に一切開示、漏洩又は提供してはならない。また、甲からの返却若しくは破棄の要請がある場合、乙はそれに従うこととする。

2 乙は、第3条ただし書きにより第三者に業務を委任する場合は、乙が第三者の守秘義務について責任を持つこととする。

(個人情報の保護)

第17条 「個人情報」とは、乙が本契約の履行に関し、知り得た生存する個人に関する一切の情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの

(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

- 2 乙は、本契約の締結及び本契約の履行により知り得た甲の業務上の情報(以下「業務上の情報」という。)及び「個人情報」を秘密として保持し、これを第三者に開示してはならない。
- 3 乙は、業務上の情報及び個人情報を、本契約の業務遂行のみに使用する。
- 4 乙は、業務上の情報及び個人情報を、本契約の業務遂行上必要な限り複製できるものとする。ただし、作成した複製は、契約終了時に甲に返還しなければならない。
- 5 乙は、本契約が終了した場合には、速やかに、甲に対して、業務上の情報及び個人情報に係る書面、フロッピーディスクその他業務上の情報及び個人情報の一部又は全部が表示され、若しくは化体した一切のもの及びそれらの複製物を引き渡さなければならない。
- 6 乙は、乙の役員及び従業員(派遣労働者を含む。)に対して、その在職中及び退職後を問わず、業務上の情報及び個人情報を秘密に管理するために必要な次の措置を講じなければならない。
 - 一 業務上の情報及び個人情報に関する文書・媒体等の秘密保持、保管、受渡、複製、廃棄、事故発生時における対応、再委託先の監督等に関する管理規定の作成
 - 二 業務上の情報及び個人情報に関し、電子計算機処理業務(入力のための準備作業も含む。)を行う場合は、パスワード管理及びアクセスの適切な制御等の技術的な対策
- 7 乙は、業務上の情報及び個人情報を管理するために管理責任者を置く。
- 8 管理責任者は、業務上の情報及び個人情報の取扱い、廃棄、その他業務上の情報及び個人情報の秘密の保持に必要な管理規定が順守され、その他秘密の保持に必要な行為が適切に行われるよう監督する責任を有する。
- 9 乙は、本契約期間中、甲の求めに応じて、業務上の情報及び個人情報の取扱いについて、業務上の情報及び個人情報の取扱報告書を甲に提出し、必要に応じて甲の検査を受けなければならない。
- 10 乙は、業務上の情報又は個人情報の漏えい等の事故が発生した際には、直ちに甲に報告し、甲の指示に従って適切な措置をとるものとする。
- 11 甲は、乙が本条の規定に違反した場合には、第14条に基づいて本契約を解除できるとともに、乙に対し、甲の被った損害の賠償を請求する。
- 12 乙が甲の了承の基に、本契約に係る業務の全部又は一部を第三者に再委託又は共同実施等する場合には、乙は当該第三者に対し、業務上の情報及び個人情報の管理について、本条に規定する乙の義務と同様の義務を負わせなければならない。
- 13 乙は、本契約に係る業務を派遣労働者に行わせる場合には、労働派遣契約書に、秘密保持等業務上の情報又は個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(契約の公表)

第18条 乙は、本契約の名称、契約金額並びに乙の商号又は名称及び住所等が公表されることに同意するものとする。また、甲と乙との間の取引高が、乙の総売上高又は事業収入の3分の1を占めている場合は、加えて乙への再就職の状況や、取引の状況に関する情報が公表されることに同意するものとする。

(協議)

第19条 本契約条項について疑義のあるとき、又は本契約条項に定めてない事項については甲、乙双方協議の上で決定するものとする。

特記事項

(談合等の不正行為による契約の解除)

第1条 発注者は、次の各項のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- 2 本契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為をしたことにより、次の各号のいずれかに該当することとなったとき
 - 一 独占禁止法第49条に規定する排除措置命令が確定したとき
 - 二 独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき
 - 三 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき
- 3 本契約に関し、受注者の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき
- 4 本契約に関し、受注者(法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

第2条 受注者は、前条第2項各号のいずれかに該当したときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを発注者に提出しなければならない。

- 一 独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書
- 二 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書
- 三 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為による損害の賠償)

第3条 受注者が、本契約に関し、第1条の各項のいずれかに該当したときは、発注者が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、発注者が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、受注者は、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する金額(その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を違約金(損害賠償額の予定)として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項に規定する場合において、受注者が事業者団体であり、既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 4 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 5 受注者が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を発注者が指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(反社会的勢力の排除)

- 第4条 発注者及び受注者は、本契約締結時及び将来にわたって自らが反社会的勢力(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」の定義する暴力団及びその関係団体等をいう)でないこと、反社会的勢力でなかったこと、反社会的勢力を利用しないこと、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと、反社会的勢力を名乗るなどして相手方の名誉・信用を毀損し若しくは業務の妨害を行い又は不当要求行為をなさないこと、自らの主要な出資者又は役員及び従業員が反社会的勢力の構成員でないことを表明し、保証する。
- 2 発注者及び受注者は、前項の規定を、自らの再委託先及び本契約の履行に関わる第三者にも遵守させる義務を負うものとする。
 - 3 発注者及び受注者は、相手方について前二項に対する違反を発見した場合、何らの通知催告を要せず本契約を解除することができ、当該解除の結果により相手方に損害が生じたとしても、これによる一切の損害を賠償しない。